

現代鳥取県における市町村財政の特徴と課題

藤 田 安 一*

- I はじめに —— 問題の所在 ——
- II 鳥取県における市町村財政の歳出構造
 - 1. 目的別分類からみた市町村歳出構造とその特徴
 - 2. 性質別分類からみた市町村財政の歳出構造とその特徴
- III 鳥取県における市町村財政の歳入構造
 - 1. 市町村財政の歳入構造とその特徴
 - 2. 市町村税の実態とその特徴
- IV 鳥取県における市町村債の累積と市町村財政危機の進展
- V 自治体財政改革の課題と展望

I はじめに —— 問題の所在 ——

これまで市町村財政は、シャープ勧告の言う住民の身近な基礎的自治体の財政としての重要性をもちながらも、全国的な注目を集めてきたとは必ずしもいえなかった。その理由として、つぎの3点が考えられよう。

第1に、中央集権的なわが国の行財政構造が、国に牽引される市町村というイメージを植えつける結果となり、そのため国に対して受動的な市町村財政というイメージをもたれるようになった。

第2に、近年の財政危機をみても、市町村財政に比べて余りにも国家の財政赤字が膨大であるため、市町村財政の問題は、その深刻さにおいて劣らないものの、国家財政の危機の陰に隠れがちであった。

第3に、地方財政のなかでも、不安定な事業税を主要な柱とする都道府県財政に比べ、比較的安定した財源である固定資産税を柱とする市町村財政構造のために、不況時に深刻な財政危機に陥りやすい都道府県と比べて、市町村における財政問題の注目度は低かった。

しかし、現在がぜん市町村財政が注目されてきている。つぎの3点がその理由としてあげられる。

第1に、「地方分権の受け皿」としての市町村合併が、主に市町村の財政基盤を強化するという名目で盛んに議論され検討の対象になっていること。

第2に、2000年4月から施行された「地方分権一括法」によって、国の地方自治体に対する関与の縮小や事務権限の委譲がすすみ、市町村行財政の自律性の拡大が期待されるようになってきたこと。

第3に、現在の財政危機が市町村財政にも深刻な形で現れており、従来になく、地域住民のわが自治体財政への関心が高まってきたこと。以上である。

* FUJITA Yasukazu 経済学（財政金融論、日本経済論）専攻

確かに現在、全国的にも、また地域住民の意識においても、市町村財政に関心が向けられてきていることは喜ばしいことには違いない。しかし、住民のための地方分権をいかにすすめるか、市町村合併にどのように対応したらよいか、いかに市町村財政の危機を克服して行けばよいかなど、これからの課題は山積みである。こうした問題に 대응していくためにも、財政面から現在の市町村財政の実態を正確に把握することが、なによりも必要となっている。

本稿の課題は、以上のような問題意識のもとで、鳥取県を事例として、県内市町村財政の現状と特徴、およびその問題点を明らかにすることにある。

Ⅱ 鳥取県における市町村財政の歳出構造

1. 目的別分類からみた市町村歳出構造とその特徴

人口61万7825名(2000年3月31日現在)、面積3,507.04K²を擁する鳥取県は、現在、鳥取市をはじめ米子市など4市35町村の自治体から成り立っている。まず、この市町村財政の歳出構造からみていくことにしよう。

現在(1999年度)の鳥取県における市町村財政の歳出総額は、3281億6500万円であり、これは鳥取県財政の歳出総額4571億4521万円の71.8%に当たるものである。その総額の歴史的推移および目的別歳出の内訳を示したのが図1である。

まず、1999年度現在の歳出総額を目的別にみると、第1位は民生費であり、全体の21.5%を占めている。第2位は公債費で13.8%、第3位は土木費の13.6%、第4位は総務費の13.1%、以下、教育費11.0%、衛生費10.0%、農林水産業費9.0%、商工費6.0%の順になっている。この鳥取県における市町村財政の目的別歳出の特徴を、全国の市町村財政のそれと比較してみよう。図2が同じく1999年度全国の市町村における目的別歳出の構成比である。みるように、第1位が民生費であり22.9%を占め、第2位が土木費18.7%、第3位は総務費12.3%、第4位は公債費11.6%、以下、教育費11.3%、衛生費9.0%、農林水産業費4.4%の順になっている。

以上の結果から、現在の鳥取県における市町村財政を全国との比較でみると、つぎのような特徴をもっていることがわかる。

第1に、鳥取県の市町村は全国に比し、公債費の占める割合が極めて高く、民生費につぐ第2位の歳出項目になっている。これは、明らかに市町村債残高の重圧に苦しむ市町村の姿を浮きぼりにし、財政硬直化がすすんでいる不健全な財政構造になっていることを示している。

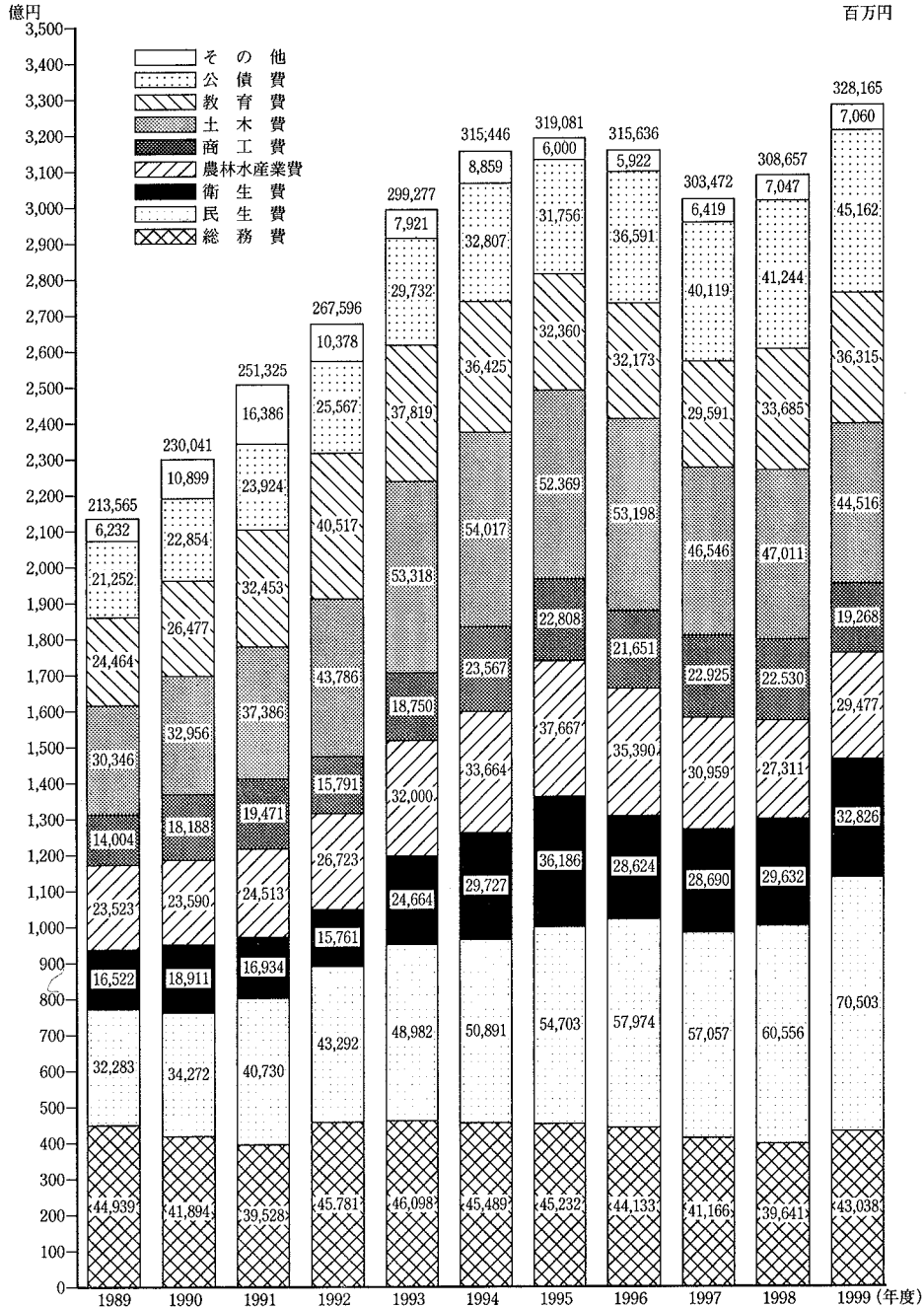
第2に、土木費の比重が、全国に比べて小さく現れている。この特徴は、あくまで現時点のものであり、後に歳出構造を歴史的推移の中でみると、1990年代の土木費は違った姿をみせることになる。詳しくは後述することにしよう。

第3に、農林水産業費の比重が、全国に比べて著しく高いことである。これは言うまでもなく、鳥取県の産業構造における農林水産業の占める比重の高さの反映である。

つぎに、図1によって歴史的推移から見た鳥取県における市町村財政の歳出構造の特徴をみておこう。図1によると、まず市町村財政の歳出総額は1989年から1994年まで急速に伸び、その後、伸び率は停滞ないし後退した後、ふたたび1999年には増大している。なぜ、このような形をえがいてきたのか。

その理由は、歳出総額の内訳をみることによって理解することができる。まず、1989年～1994年

図 1 鳥取県における市町村目的別歳出の推移



(注) 1. 本図は、純計決算額である。
 2. 「その他」は議会費、労働費、消防費、災害復旧費、諸支出金及び前年度繰上充用金の合計額である。

(出典) 鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成11年度市町村財政概況 (第43集)』2001年3月、8ページより作成。

までの急速な歳出の増加の原因は、総務費以外の歳出が全体として伸びたことにあるが、なかでも、民生費、土木費、衛生費、商工費の伸びが目立っている。特に、土木費は1989年～1994年間の伸び率56.2%と非常に高く、それまで歳出の上位を占めていた総務費や民生費をぬいて、1992年には第1位に躍り出た。その後、土木費は1994年までの3年間、常に歳出項目の首位にあった。

つぎに、1995年以降1998年までの停滞ないし後退の原因は、公債費と民生費が増大し

つづけたものの、一転して農林水産業費や衛生費、土木費、商工費、総務費が減少したことによる。

最後に、1999年度鳥取県の市町村財政支出が、前年の1998年度に比べて著しく伸びた原因についてみておこう。まず総務費の増大は、当年に実施された地域振興券事業の実施にともなう経費増による。民生費の増大は、老人措置費やディサービス委託料の増加が原因であり、また2000年から実施された介護保険準備経費の増大が原因である。衛生費の増大は、清掃工場建設事業の事業費の増加によっている。農林水産業費の増大は、農村型ケーブルテレビ教育事業などの普通建設事業費の増加が原因である。教育費の増加は、中学校体育館等改築事業や小学校の統合による統合小学校の建設事業費の増加が原因である。公債費の増大は、一般公共事業債などの補助裏債の元利償還金の増加などが原因である。

ともあれ、1999年度市町村財政支出の顕著な増加は、公債費と民生費の大幅増の結果である。公債費は1998年に比べ、実に9.1%も伸び、民生費は8.6%の伸びを示した。前者は、1990年代前期のバブル崩壊後に膨大な市町村債を発行したつげが回ってきたものであり、後者は、いよいよ本格化する高齢社会に対応せざるをえない市町村の状況を反映している。

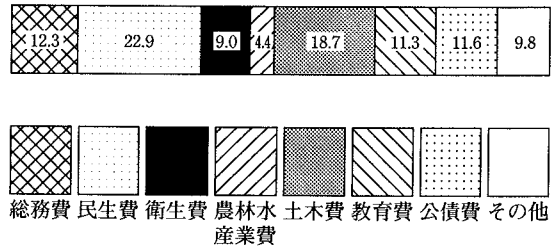
2. 性質別分類からみた市町村財政の歳出構造とその特徴

今度は、同じ鳥取県における市町村財政の歳出を、経済的性質を基準とする性質的分类からみることによって、その特徴を明らかにしておこう。

図3をみていただきたい。1999年度歳出総額のうち、各経費はそれぞれつぎのよう割合を占めていることがわかる。人件費は19.2%、公債費は13.8%、扶助費は7.5%、普通建設事業費は24.5%、物件費は11.3%、その他22.5%となっている。これを全国との比較でみておこう。図4は1999年度の平均的な全国市町村財政の歳出構造である。みるように、人件費が20.6%、扶助費は10.2%、公債費は11.6%、普通建設事業費は23.1%などとなっている。したがって、全国平均を比較すると鳥取県の市町村の場合、人件費の割合が高く、扶助費は低く、公債費は高く、普通建設事業費は高めにあることが確認できる。

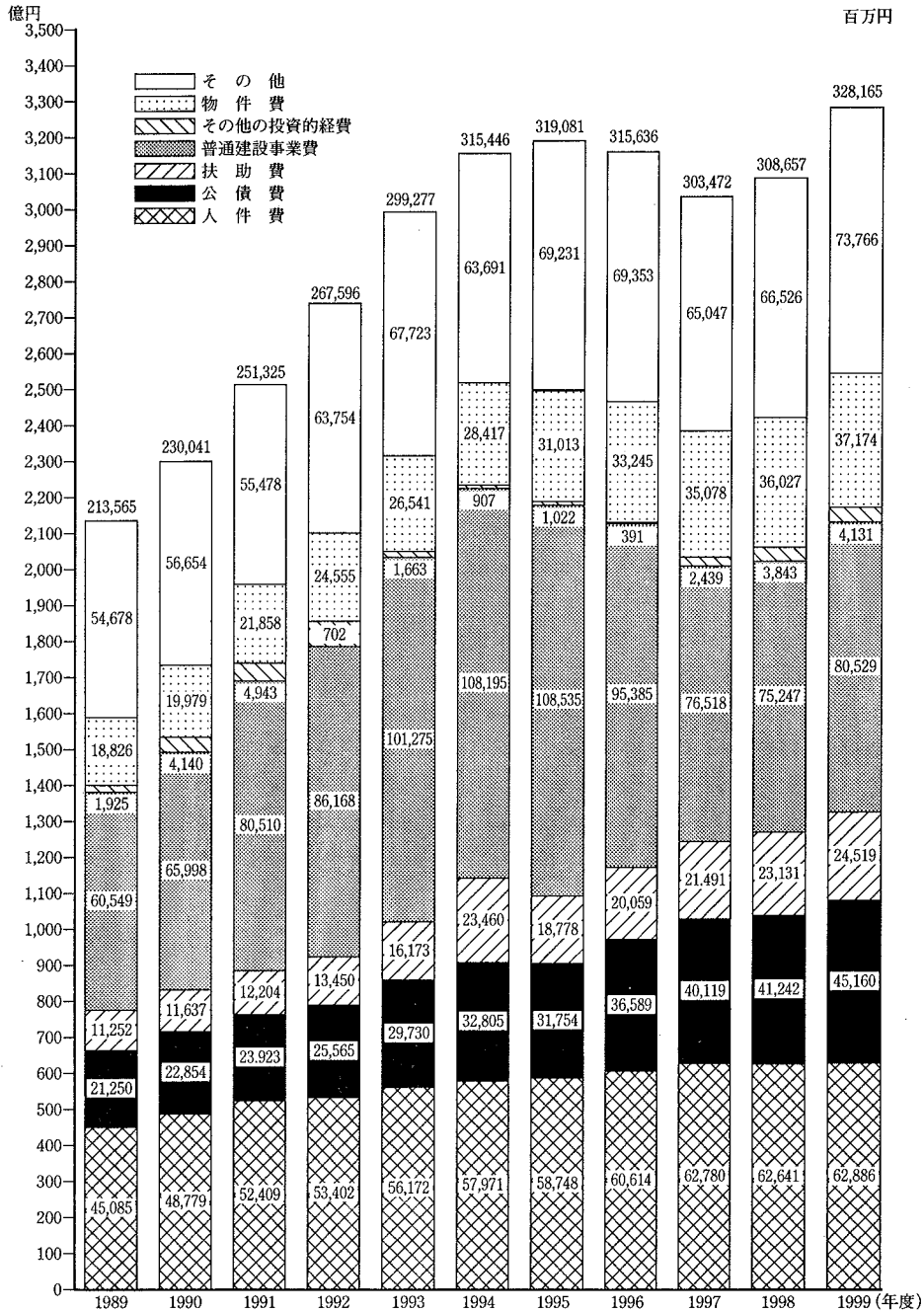
つぎに、鳥取県における性質別市町村財政の推移をみると、1989年から1994年までの歳出の急増を招いた最大の要因は、明らかに量率ともに普通建設事業費の急膨張にあったことがわかる。後に市町村債の累積と市町村の財政危機のところで述べるように、この時期には市町村においても公共事業が大規模に実施されるのである。その他に、この期には扶助費の顕著な伸び率がみられる。一転して、1995年から1998年にかけての歳出の停滞ないし後退の原因は、普通建設事業費の大幅減である。最後に、1999

図2 全国における市町村目的別歳出（1999年度）



(出典) 総務省『地方財政白書(平成13年版)』2001年、25ページより作成。

図 3 鳥取県における市町村性質別歳出の推移 1



(注) 1. 本図は、純計決算額である。
 2. 「その他の投資的経費」は、災害復旧事業費の合計額である。

(出典) 鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成11年度市町村財政概況(第43集)』2001年3月, 7ページより作成。

年の歳出が1998年に比べて顕著に増加した原因は、ふたたび普通建設事業費が増加し出したことと、公債費の大幅な増加にある。

以上の分析の結果、性質別分類からみた近年の鳥取県における市町村財政の歳出構造の特徴をあげると、第1に、一貫して普通建設事業費の増減が、歳出規模全体を決定づける重要な要因であったこと。第2に、公債費と扶助費が徐々に高まりをみせ、次第に大きな割合を占めるようになってきたこと。以上である。

こうした性質別分類を少し加工して、経費を「義務的経費」「投資的経費」および「その他の経費」の3つに分類することもできる。

義務的経費は、人件費、扶助費および公債費からなっており、その支出が義務づけられている経費である。投資的経費は、道路、橋りょう、学校、公営住宅等の建設等行政水準の向上に直接寄与する経費で普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなっている。その他の経費は、義務的経費及び投資的経費以外の経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金等である。

この分類にしたがって、鳥取県における市町村財政の歳出構造の推移をみたのが図5である。現在では、公債費、扶助費、人件費から成る義務的経費が投資的経費を上回っている。また、図から1990年度までは、明らかに義務的経費が投資的経費を上回っていた。しかし、1991年で、はじめて投資的経費が義務的経費をぬぎ、1994年まで投資的経費の膨張が続くことになる。その原因は先に示したように、この間の普通建設事業費の顕著な増大にあることは言うまでもない。

その他に図5から見られる特徴は、1980年代後期から続いている人件費の漸減である。この期に行われた「地方行革」の影響によるものであり、こうした人件費の抑制が義務的経費を停滞ないし後退させている主要な原因となっている。

以上の分析から、性質的分類からみた鳥取県における市町村財政の歳出構造の特徴は、つぎの点にある。

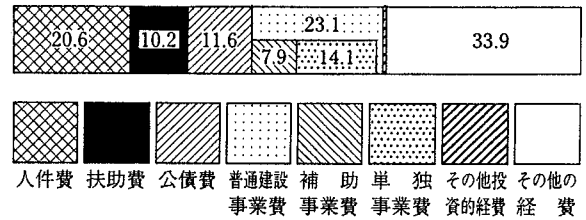
第1に、一般的には義務的経費が投資的経費を上回る傾向にあったものの、平成不況が本格化した1991年から1994年までは逆に投資的経費が義務的経費を上回っていたこと。

第2に、公債費と扶助費の増加傾向にもかかわらず人件費の伸びが抑えられてきたために、義務的経費の伸びは1980年代後半から90年代にかけて後退ないし停滞していたこと。以上である。

ここで、非常に重要なことを指摘しておかなければならない。すなわち歳出を義務的経費と投資的経費、その他に分類する性質別分類について、これまで財政学的に、つぎのような説明が行われてきたが、果たして正しいであろうか。

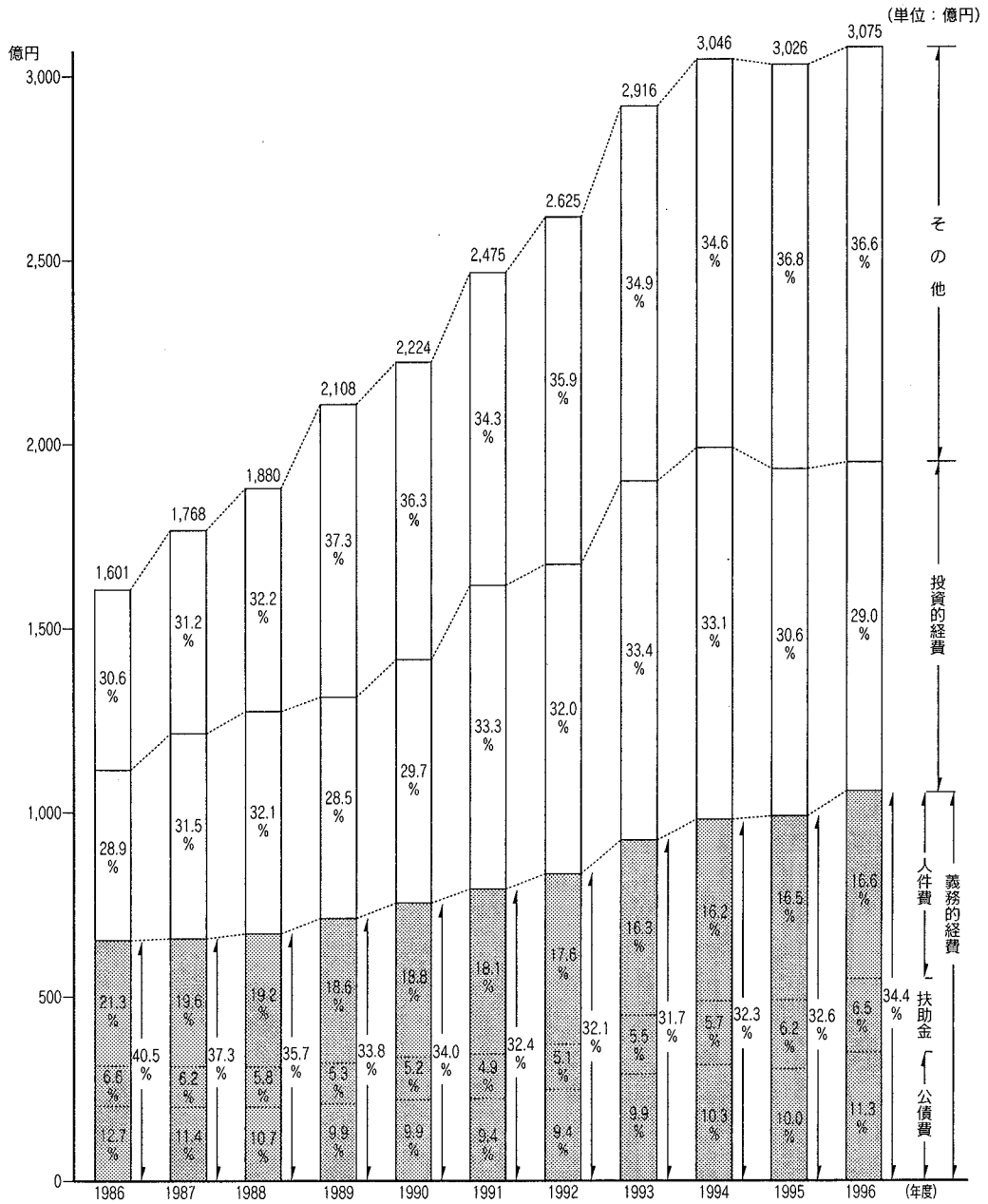
「このように地方公共団体の経費を義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに分類するのは、財政の健全性、弾力性を測定する場合重要なポイントとなるからである。すなわち歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、建設事業費のような行政水準の向上に積極的に寄与する投資的経費の割合が高いほど財政構造は弾力性が大きく、健全な財政であるといえるのである。」(石原信雄、嶋津昭監修『四訂 地方財政小辞典』ぎょうせい、1998年)

図4 全国における市町村性質別歳出（1999年度）



(出典) 総務省『地方財政白書(平成13年版)』2001年、19ページより作成。

図 5 鳥取県における市町村性質別歳出の推移 2



(出典) 財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政WATCHING』1998年3月, 7ページ。

この指摘にみられるように、これまで義務的経費や投資的経費などの性質別分類が用いられてきた理由は、主として、地方財政の健全性や弾力性を把握するためであると説明されてきた。すなわち、義務的経費は、地方自治体にとってはその支出が任意に削減できない義務づけられたものであり、極めて硬直性の高い経費であるとされる。したがって義務的経費が増加することは、投資的経費に振り向けられる財源が減少して、財政運営の自由度が低下するというわけである。

周知のように、このような理解から、地方財政運営において、公務員定数や人件費の増大が絶えず問題視され、「ラスパスイレ指数」等を指標にしてその抑制が国によって指導されてきた。また、80年代以降繰り返されている自治省通達による「地方行革」の最大眼目は、職員定数・人件費の合理化であった。しかし、このように、地方財政運営においてもっばら投資的経費財源を大きくすれば、「健全財政」だと評価することは、果たして妥当なことであろうか。

たしかに、地方自治体の建設事業は、地域社会の共同需要を充足させるために必要な社会資本整備という重要な役割がある。しかし、地方自治体の建設事業の内容や性格の吟味もなく、マクロの数値で義務的経費抑制＝投資的経費割合の増大が財政運営上健全であり、すべて住民の共同需要を充足する有益な事業であるという前提をおくことは極めて一面的である。このことは、平成不況対策のために国による公共事業促進措置のもとで、住民需要や維持管理費、採算性を無視した不要不急の大規模プロジェクト事業や「ハコモノ」づくりの建設事業を増大させて、地方債残高の膨脹と地方財政危機を深めてきた現状をみれば、間違いであることは明らかなことであろう。

したがって、従来の見方のように、地方財政の不健全性や硬直性を、主に人件費を原因とする義務的経費の増大にある、とする考えは事実を反映していない。図3にみたように、鳥取県の市町村の場合でも、人件費の歳出額は微増しているものの、歳出全体に占める人件費の割合は年々低下しつづけてきた。1989年には21.1%であったものが、1990年には21.2%、1991年に20.9%、1992年20.0%、1993年18.8%、1994年18.4%、1995年18.4%、1996年19.2%、1997年20.7%、1998年20.3%、1999年19.2%と傾向的に低下してきた。

これに加えて、投資的経費である普通建設事業費も1990年代に入ると公共事業の拡大にともなって上昇し、その影響で投資的経費も著しい硬直性を示してきた。さらに問題なのは、この時期、各自治体で行われてきた大規模プロジェクトによって建設された大型施設の経常的維持費が膨大な額になって、自治体財政の硬直化をすすめていることである。

つまり、これからの地方財政は、公債費の増大による義務的経費の圧力と、普通建設事業費による投資的経費の圧力と、大型施設の経常的維持費と、この3面から、地方財政歳出の硬直性は、さらに進んでいこうとしているのであって、従来の人件費を主要因とする義務的経費の増大を、地方財政の硬直性や不健全化の指標とすることは、もはや現実的ではないということである。もともと、行政主体における人件費の性格は、企業経営における人件費の性格とは必ずしも同一ではない。企業経営の場合には、原則として人件費は明らかにコストの一部であり、他の条件を一定とすれば、人件費が少なければ少ないほど、相対的に利潤の上昇をもたらす、企業活動の成果を増大させることができる。しかし、これに対し行政活動の分野においては、人件費の支出そのものが直接行政サービスを意味し、行政上の成果につながる場合が少なくない。

とくに、行政主体の中でも、国の場合には、一般会計に属する職員の大部分は、企画・立案等の内部管理業務に従事しているため、行政の最終成果という観点からは、人件費は間接的経費に属するものが多い。それに対して、地方自治体の場合には、義務教育諸学校や高等学校の教職員、警察官、消防職員、保健所職員、社会福祉施設関係の業務に従事する職員、農業改良普及員、清掃業務

に従事する職員など、その大部分が住民への直接サービスに従事するものであり、そのための人件費が大部分を占めているのである。したがって、このような地方自治の人件費の性格には、社会経済の発展や行政の進歩に伴って、必然的にその規模や財政全体における支出を増大させる要因を含んでいることを理解しておかなければならない。

Ⅲ 鳥取県における市町村財政の歳入構造

1. 市町村財政の歳入構造とその特徴

つぎに、現在の鳥取県における市町村財政の歳入構造がどのようになっているか。表1から、その実態と特徴をみておこう。

そこには、1999年度と98年度の市町村の歳入総額3291億8100万円の内訳および構成比が示されている。1999年度でみると、歳入項目のうち最も高い割合を占めているのが地方交付税であり28.7%、第2位が市町村税で21.4%、第3位が地方債の12.6%、第4位が国庫支出金の10.3%、第5位は県支出金の7.4%の順になっている。

ちなみに、この表1から、1998年度との比較で1999年度の市町村歳入の主な特徴をみておこう。

市町村税(地方税)が前年度(1998年)に対して1.6%増になっているのは、固定資産税が住宅等の新増築により増加したことや、市町村民税所得割が前年に比べ減税規模が縮小されたことによる。

地方交付税が前年度に対して6.8%増になった原因は、普通交付税が、市町村の拠点施設整備や生活基盤整備に活用された地域総合整備事業債や下水道債の公債費の算入額が増加したこと、介護保険制度施行準備経費の算入等に伴い高齢者保健福祉費が増加したこと、および市町村民税法人税割の落ち込み、大規模工場についての不均一課税・課税免除等の実施による税収の落ち込み等が算入されたことなどによる。

国庫支出金が前年度に対して22.4%の大幅増になった原因は、郡家町、若桜町の中学校改築事業や鹿野町の公営住宅建設事業に係わる普通建設事業支出金が増加したことによる。

地方債が前年度に対して10.6%も増えた原因は、補助事業の増加に伴い、義務教育施設整備事業債や公営住宅建設事業債、一般廃棄物処理事業債が大幅増となったことによる。

以上の歳入構造の推移をみたのが図6である。この図から鳥取県における歳入構造の特徴として、第1に、地方交付税が一貫してその額の膨大であることと、歳入総額に占める割合が非常に大きいこと。第2に、地方債が1990年代に入るとともに顕著な伸びを示してきたこと、を確認できるであろう。

つぎに、全国の市町村との比較において鳥取県の市町村歳入構造の特徴をみておこう。図7を見られたい。一目して鳥取県の市町村歳入の特徴は、全国に比して次のような特徴をもっている。

第1に、地方税(市町村税)の割合が低いことである。第2に、それに対して地方交付税が非常に高い割合を占めていることである。第3に、地方債の割合が全国に比べて比較的大きいことである。

さらに、これを(1)自主財源と依存財源、(2)一般財源と特定財源、の区別から鳥取県内の市町村財政の特徴をみておこう。

まず、歳入を(1)のように自主財源と依存財源とに分けた場合の鳥取県の特徴は、第1に、地方税(市町村税)収入の低さに規定されて、自主財源の割合が低いこと、第2に、地方交付税の大

きな割合に規定されて、依存財源が極めて高いこと、である。したがって、自主財源と依存財源の割合が、全国市町村平均では、ほぼ50:50であるのに対して、鳥取県では、ちょうど40:60になっている。この特徴は、中央からの財源配分に大きく依存せざるをえないという、鳥取県内市町村の財政基盤の弱さを象徴している。

つぎに、歳入を(2)のように一般財源と特定財源とに区別した場合の鳥取県の特徴をみると、全国市町村の平均では一般財源と特定財源の割合が、ほぼ60:40なのに対して、鳥取県は、ほぼ50:50となっている。自治体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましい。この基準からすると、鳥取県内の市町村財政は著しく自主性の弱い構造にあるという特徴をもっている。しかも、図8にみられるように、全国的な傾向とはいえ、鳥取県の場合でも、一般財源の割合が年々減少する傾向にある。

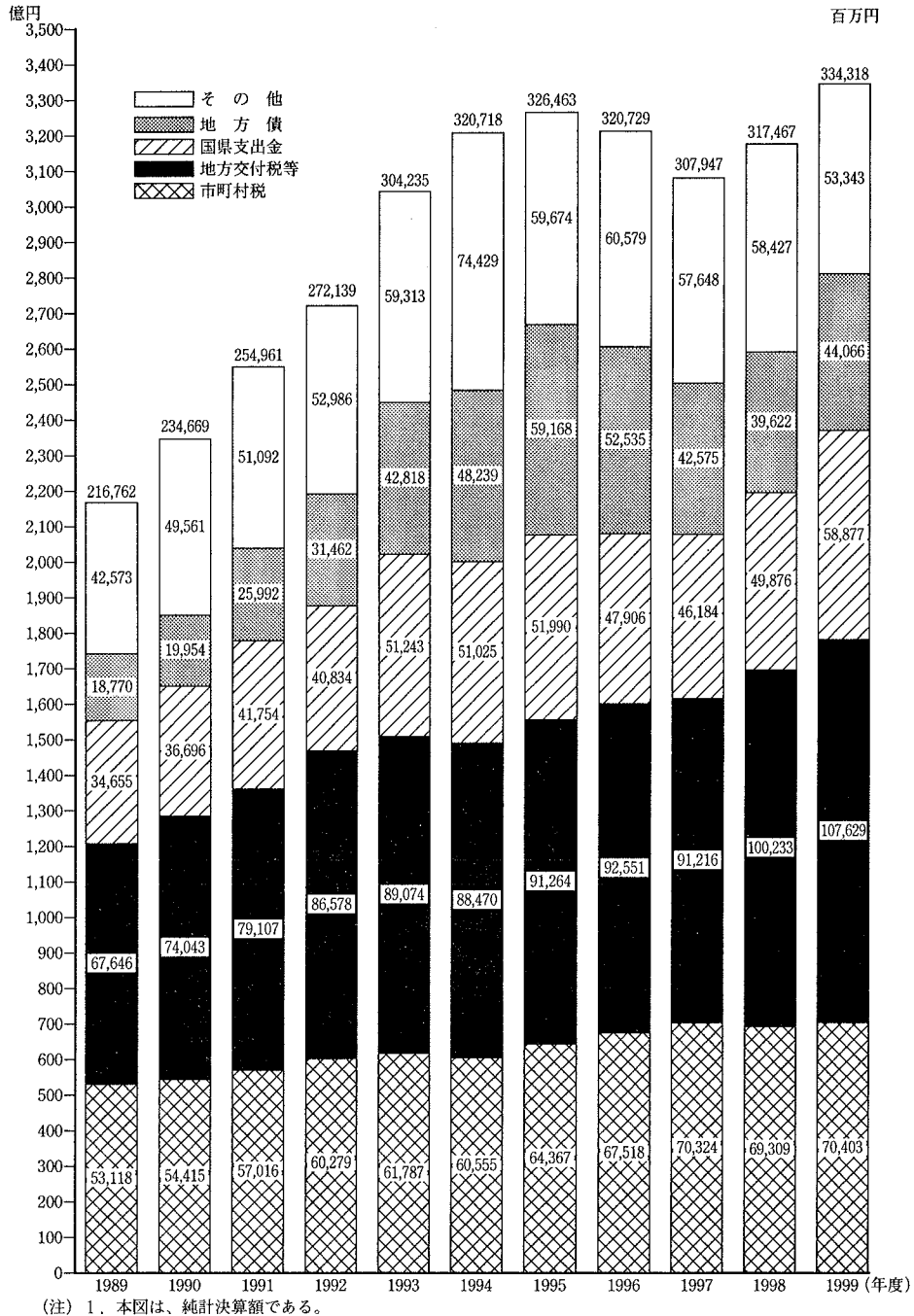
表1 鳥取県における市町村財政の歳入構造

(単位:百万円・%)

区 分	県 計							
	決 算 額			決算額構成比		対前年度増減率		
	1999年度	1998年度	増減額	1999	1998	1999	1998	
1 市町村税	70,403	69,309	1,094	21.4	22.2	1.6	-1.4	
2 地方譲与税	2,604	2,504	100	0.8	0.8	4.0	-28.6	
3 利子割交付金	714	651	63	0.2	0.2	9.7	-22.0	
4 地方消費税交付金	5,973	6,339	-366	1.8	2.0	-5.8	341.7	
5 ゴルフ場利用 税交付金	229	249	-20	0.1	0.1	-8.0	-10.4	
6 自動車取得税 交付金	1,495	1,541	-46	0.5	0.5	-3.0	-9.8	
7 特別地方消費 税交付金	308	319	-11	0.1	0.1	-3.4	-8.9	
8 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	142	144	-2	0.0	0.0	-1.4	0.7	
9 地方特例交付 金	1,665	0	1,665	0.5	0.0	皆増	-	
10 地方交付税	94,368	88,355	6,013	28.7	28.3	6.8	6.7	
11 交通安全対策 特別交付金	131	131	0	0.0	0.0	0.0	0.8	
小 計 (一般財源)	178,032	169,542	8,490	54.1	54.2	5.0	5.0	
12 分担金、負担 金及び寄附金	4,642	4,558	84	1.4	1.5	1.8	10.4	
13 使用料及び手 数料	6,445	6,503	-58	2.0	2.1	-0.9	-2.4	
14 国庫支出金	33,910	27,710	6,200	10.3	8.9	22.4	17.6	
15 県支出金	24,432	21,733	2,699	7.4	7.0	12.4	-1.3	
16 財産収入	1,563	2,375	-812	0.5	0.8	-34.2	40.3	
17 繰入金	7,614	12,651	-5,037	2.3	4.0	-39.8	16.1	
18 繰越金	8,227	3,970	4,257	2.5	1.3	107.2	-6.9	
19 諸収入	22,813	26,129	-3,316	6.9	8.4	-12.7	-2.7	
20 地方債	41,504	37,531	3,973	12.6	12.0	10.6	-5.1	
歳入合計	329,181	312,703	16,478	100.0	100.0	5.3	3.8	

(出典)『平成11年度市町村財政概況(第43集)』2001年3月,14ページより作成。

図6 鳥取県における市町村歳入の推移



(出典) 鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成11年度市町村財政概況(第43集)』2001年3月, 6ページより作成。

図7 鳥取県内市町村の歳入項目別全国比較（1996年度）

(1) 自主財源と依存財源

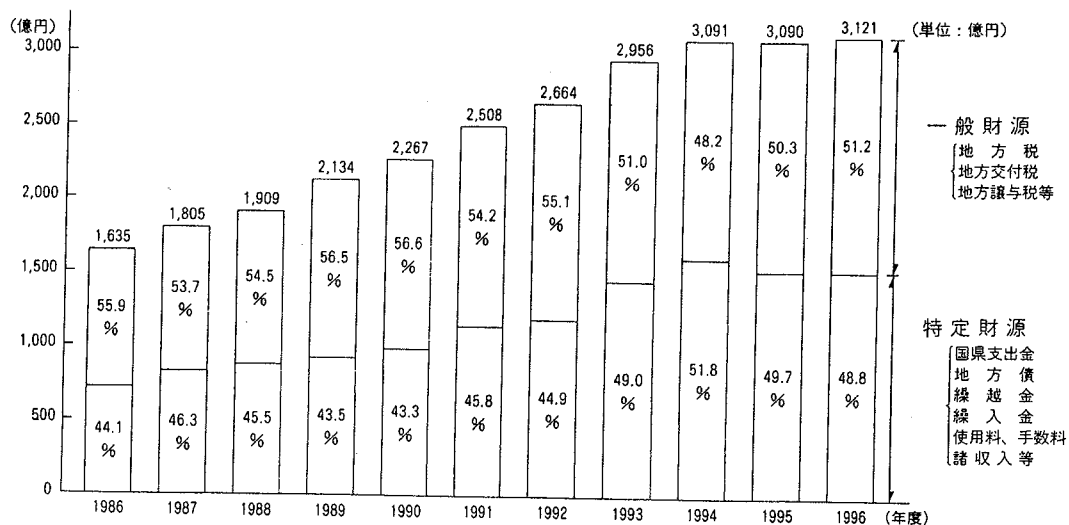
	自主財源 40.0%				依存財源 60.0%			
県内市町村	地方税 21.5%	使用料・手数料 2.0%	諸収入等 11.2%	繰入金 繰越金 5.3%	地方交付税 26.7%	国県支出金 14.9%	地方債 15.4%	地方譲与税等 3.0%
全国市町村	地方税 33.9%		諸収入等 2.1%	繰入金 繰越金 6.0%	地方交付税 19.7%	国県支出金 14.6%	地方債 13.2%	地方譲与税等 3.8%
	自主財源 48.8%				依存財源 51.2%			

(2) 一般財源と特定財源

	一般財源 51.2%				特定財源 48.8%			
県内市町村	地方税 21.5%	地方交付税 26.7%	地方譲与税等 3.0%	国県支出金 14.9%	地方債 15.4%	繰入金 繰越金 5.2%	使用料・手数料 2.0%	諸収入等 11.3%
全国市町村	地方税 33.9%	地方交付税 19.7%	地方譲与税等 3.8%	国県支出金 14.6%	地方債 13.2%	繰入金 繰越金 6.0%	使用料・手数料 2.1%	諸収入等 6.7%
	一般財源 57.4%				特定財源 42.6%			

(出典) 財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政WATCHING』1998年3月、6ページ。

図8 鳥取県内市町村における一般財源・特定財源歳入額の推移



(出典) 財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政WATCHING』1998年3月、6ページ。

表2 全国における市町村税の内訳

(単位: 百万円・%)

区 分	1999年度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の構成比
1 普 通 税	20,303,353	18,722,371	92.2	91.6
(1) 法 定 普 通 税	20,302,732	18,721,840	92.2	91.6
ア 市 町 村 民 税	9,024,126	8,362,688	92.7	40.9
(ア) 個 人 均 等 割	129,180	118,221	91.5	0.6
(イ) 所 得 割	6,768,206	6,184,354	91.4	30.3
(ウ) 法 人 均 等 割	398,448	382,426	96.0	1.9
(エ) 法 人 税 割	1,728,292	1,677,687	97.1	8.2
イ 固 定 資 産 税	10,125,487	9,323,417	92.1	45.6
(ア) 純 固 定 資 産 税	10,045,770	9,243,701	92.0	45.2
土 地	4,159,258	3,798,653	91.3	18.6
家 屋	4,029,237	3,680,768	91.4	18.0
償 却 資 産	1,857,275	1,764,280	95.0	8.6
(イ) 交 付 金	79,716	79,716	100.0	0.4
ウ 軽 自 動 車 税	131,401	119,522	91.0	0.6
エ 市 町 村 た ば こ 税	867,254	867,078	100.0	4.2
オ 鉱 産 税	1,606	1,606	100.0	0.0
カ 特 別 土 地 保 有 税	152,858	47,529	31.1	0.2
(2) 法 定 外 普 通 税	621	532	85.7	0.0
2 目 的 税	1,853,628	1,717,491	92.7	8.4
(1) 入 湯 税	24,389	23,134	94.9	0.1
(2) 事 業 所 税	325,121	319,463	98.3	1.6
(3) 都 市 計 画 税	1,503,957	1,374,736	91.4	6.7
(4) 水 利 地 益 税	160	158	98.8	0.0
(5) 共 同 施 設 税	—	—	—	—
(6) 宅 地 開 発 税	—	—	—	—
3 旧 法 に よ る 税	3	3	100.0	0.0
合 計	22,156,984	20,439,865	92.3	100.0

(出典) 総務省『地方財政白書(平成13年版)』2001年, 288ページ。

2. 市町村税の実態とその特徴

市町村の地方税である市町村税は、全国的につぎのような構造と特徴をもっている。表2を見られたい。

この表から、市町村税はつぎのような特徴をもっていることがわかる。

第1に、市町村民税(40.9%)と固定資産税(45.6%)の両者で、市町村税総額のなんと86.5%を占めている。このように固定資産税と市町村民税の割合が、とびぬけて大きいのが市町村税の第1の特徴である。

表3 鳥取県内市町村における市町村税の内訳（1999年度）

（単位：千円・％）

税目別	調定済額				
	現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合計 (C)	(C)の構成比	対前年度 増減率
一 普通税	69,875,088	3,091,597	72,966,685	98.3	1.9
1法定普通税	69,875,088	3,091,597	72,966,685	98.3	1.9
(1)市町村民税	29,339,626	1,021,012	30,360,638	40.9	0.1
ア個人均等割	501,181	21,077	522,258	0.7	1.5
イ所得割	21,054,791	874,550	21,929,341	29.6	1.7
うち退職分	366,491	32	366,523	0.5	-2.9
ウ法人均等割	1,835,108	37,940	1,873,048	2.5	0.4
エ法人税割	5,948,546	87,445	6,035,991	8.1	-5.9
(2)固定資産税	35,611,498	2,014,995	37,626,493	50.7	2.7
ア純固定資産税	35,216,311	2,014,995	37,231,306	50.2	2.6
i土地	10,338,931	614,061	10,952,992	14.8	4.3
ii家屋	16,961,978	1,059,369	18,021,347	24.3	3.6
iii償却資産	7,915,402	341,565	8,256,967	11.1	-1.8
イ交付金	395,187	0	395,187	0.5	6.2
(3)軽自動車税	1,025,929	33,828	1,059,757	1.4	3.5
(4)市町村たばこ税	3,850,521	0	3,850,521	5.2	7.3
(5)鉱産税	374	0	374	0.0	39.6
(6)特別土地保有税	47,140	21,762	68,902	0.1	-5.5
ア保有分	41,864	21,267	63,131	0.1	-10.6
イ取得分	5,276	495	5,771	0.0	49.8
2法定外普通税	0	0	0	0.0	0.0
二目的税	1,161,871	70,048	1,231,919	1.7	3.1
1入湯税	235,710	20,555	256,265	0.3	-0.6
2事業所税	0	0	0	0.0	0.0
3都市計画税	926,161	49,493	975,654	1.3	4.1
(1)土地	439,536	22,932	462,468	0.6	4.1
(2)家屋	486,625	26,561	513,186	0.7	4.1
4水利地益税	0	0	0	0.0	0.0
5共同施設税	0	0	0	0.0	0.0
6宅地開発税	0	0	0	0.0	0.0
三旧法による税	0	0	0	0.0	0.0
合計(一～三)	71,036,959	3,161,645	74,198,604	100.0	1.9
国民健康保険税	6,927,224	820,167	7,747,391	—	1.5
国民健康保険料	7,720,957	961,516	8,682,473	—	3.4

(出典) 鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成11年度市町村財政概況（第43集）』2001年3月，344ページ。

第2に、同じ地方自治体とはいえ市町村が財政面で道府県財政と大きく違っているのは、法人関係の税収が極めて低いことである。ちなみに、同年(1999年度)の道府県税の法人関係税は、道府県民税の法人分5.2%と事業税の法人分25.4%を合わせると、全体の30.6%に達している。それに対して、市町村税では市町村民税の法人均等割1.9%と法人税割8.2%を合わせて10.1%にすぎない。

第3に、市町村税のなかで国税にもなく都道府県税にもない税目として特徴的なのが、都市計画税の存在である。都市計画税とは、市町村が都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける都市計画区域内の土地又は家屋の所有者に対して課する目的税である。

この都市計画税が6.7%となっている。割合は小さいが、市町村主体の都市づくりをすすめる際に無視できない重要な財源であるといえる。したがって、第1と第2の特徴から、市町村財政は国や都道府県に比べて、景気変動に左右されにくく比較的安定した財源を確保できやすいという性格をもっていることがわかる。

以上が一般的な市町村税の特徴である。では、鳥取県ではどうなっているか。

表3を見られたい。この表は、鳥取県内の市町村税の状況を示している。これによると、税収の第1位は、固定資産税の50.7%、第2位は、市町村民税の40.9%、第3位は、市町村たばこ税の5.2%、第4位は、軽自動車税の1.4%、第5位は、都市計画税の1.3%の順になっている。これを前述した全国との比較でみると、鳥取県の市町村税の特徴は、つぎのように指摘できる。

なによりも固定資産税の占める割合が高いために、固定資産税と市町村民税を合わせた割合は91.6%にもものぼり、全国平均の86.5%を大きく上回っている。その他の特徴としては、都市計画税が全国の6.7%に対して鳥取では1.3%と極めて低いこと。また反対に、軽自動車税の割合が全国に比し高いことがあげられる。この軽自動車税は、軽自動車のほかに原動機付自転車や小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課せられる税金であるが、なんといっても鳥取県は人口に対する軽自動車の所有割合が全国のトップにあるだけに、この税の比重が高くなっているのである。

最後に、鳥取県における市町村民税と固定資産税の推移を時系列的にみておこう。

まず、市町村民税は1989年から現在まで、つぎのように市町村税全体に対するその割合を変化させてきた。1989年49.0%、1990年48.4%、1991年48.1%、1992年47.8%、1993年46.8%、1994年44.3%、1995年44.7%、1996年44.2%、1997年45.2%、1998年41.7%、1999年40.9%。みるように、かつて50%近くあった割合を徐々に低下させて、現在では40%にまで下がってきている。

つぎに、固定資産税の推移を同じように見てみると、1989年42.0%、1990年43.4%、1991年43.9%、1992年44.5%、1993年45.5%、1994年47.8%、1995年47.8%、1996年48.4%、1997年46.9%、1998年50.3%、1999年50.7%。みるように、固定資産税は市町村民税とは逆に、年々その割合を増大させ、ついに市町村税全体の50%を突破するまでになっている。かつては、市町村民税の割合の方が、固定資産税をかなり上回っていた。それが、1994年から完全に両者の位置は逆転しているのである。

この事実は、バブルの発生とその崩壊にともなう地価の変動が適切に調整されずに、住民の固定資産税の負担を高めていることの反映であり、他方、市町村民税の減少は、バブル崩壊後の不安定な住民生活を反映しているといえよう。

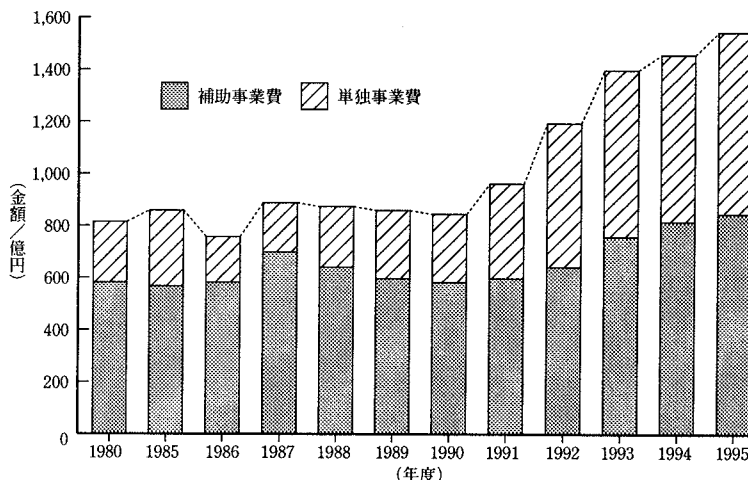
IV 鳥取県における市町村債の累積と市町村財政危機の進展

現在の地方財政危機の根本原因は、バブル崩壊以降、国が景気対策と対米公約の「公共投資630兆円計画」をかかげ、景気対策のための公共事業の推進に自治体財政を動員してきたことにある。国の補助金支出を削減しながら、しかも政府の経済対策に地方を動員していく手段として、地方単独事業の拡大→そのための地方債の大量発行→地方債の元利償還と一般財源補填のための地方交付税の利用、という巧妙な手法がとられた。つまり、補助金のつかない地方の単独事業についても起債をみとめ、その元利償還金が一部を地方交付税に算入できる、事実上の「地方債の補助金化」と「地方交付税の補助金化」という事態が押し進められたのである。政府による、この地方債許可と地方交付税措置とをセットにした地方単独事業拡大への誘導策に、地方自治体の多くが相乗りし、結局、地方財政の借入金を急増させる結果になった。

鳥取県の県財政レベルでも、この政府の財政手法によって、1991年には233億1200万円であった単独事業費が、1999年には451億7900万円へと、2倍に拡大していった。1990年代に入ってから鳥取県財政における公共事業費全体の増大、および鳥取県の公共事業費における補助事業費と単独事業費それぞれの増大を示したのが図9である。この図からは、1980年代の普通建設事業費の大半が補助事業費によって占められていたのが、1990年代に入ると事業費全体が膨張しただけではなく、単独事業費が急増していったことが明確にわかる。すなわち、補助事業の膨張を超えるスピードで単独事業の割合が急増し、全体としての鳥取県財政における公共事業費は、1990年代に入って顕著に膨張していったのである。

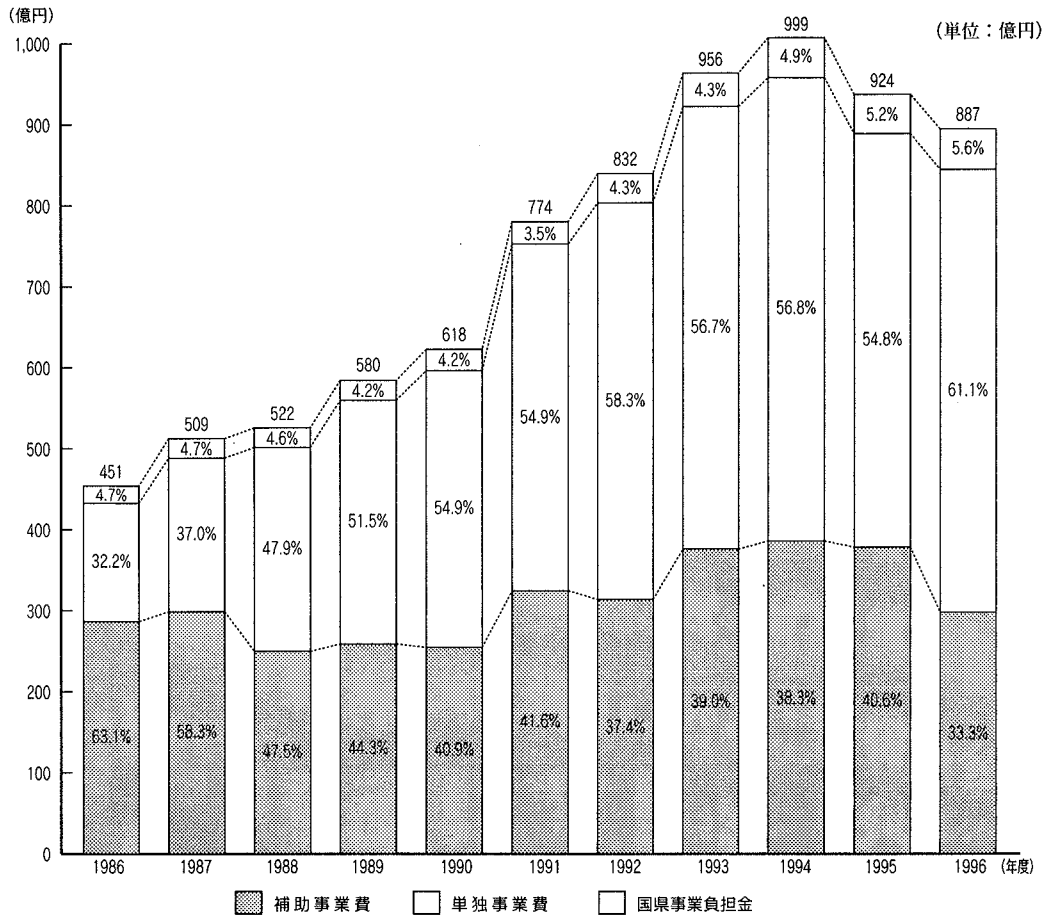
同じことが、鳥取県の市町村財政のレベルでもおきている。図10は、鳥取県内の市町村財政における普通事業費の推移をみたものである。1990年代前期に急激な事業費の上昇を示している。その原因は、補助事業費以上に増大する単独事業費の急膨張にあることは一目瞭然である。しかも、図9にみられる鳥取県財政以上に市町村財政では、単独事業が増大している。もっとも、市町村でも

図9 鳥取県財政における普通事業費の推移



(出典) 鳥取県総務部財政課提供資料より作成。

図10 鳥取県内市町村財政における普通事業費の推移



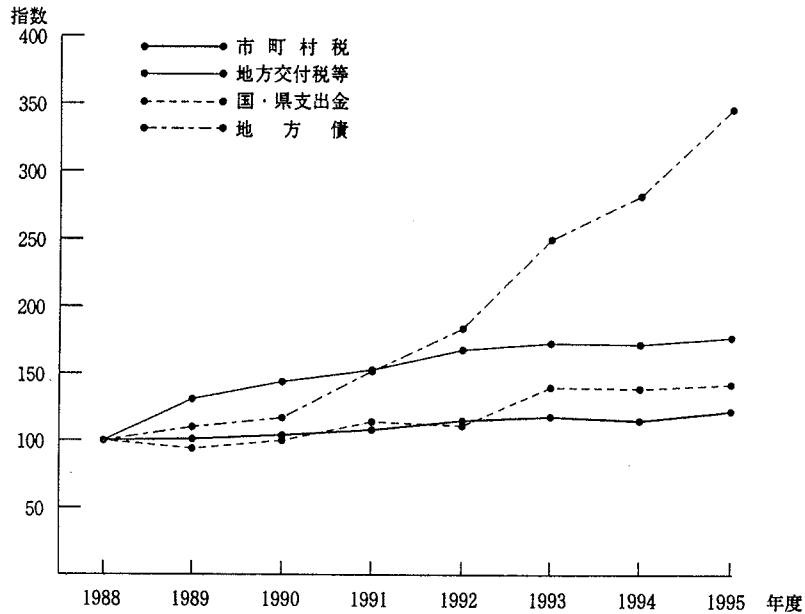
(出典) 財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政WATCHING』1998年3月、8ページ。

1987年までは、補助事業費の割合は単独事業費の割合を上まわっていた。しかし、1988年以降は単独事業費が補助事業費を上まわり、バブル崩壊にともなう公共事業の拡大にともなって、単独事業の割合が急激に増加していったのである。

こうした単独事業の実施は、前に述べたように必然的に地方債の大量発行を内包するものであったために、鳥取県の市町村においてもバブル崩壊とともに1990年代前半には、図11にみられるように、地方債の発行が急激に増えていった。その結果、鳥取県における市町村全体の地方債残高は、表4および図12のように現在3400億円にもものぼっている。

こうした深刻な財政状況を表す指標の1つに、公債費負担比率という概念がある。公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を意味する。この比率が高いほど、財政運営の硬直化が高く不健全な財政構造になっていることを示している。一般的には、公債費負担比率が15%を警戒ライン、20%が危険ラインとされる。この指標によって、鳥取県内の4市35町村の各自治体財政をみてみよう。

図 11 鳥取県における市町村歳入の推移



(出典) 『平成9年度市町村財政概況』1999年3月, 10ページ。

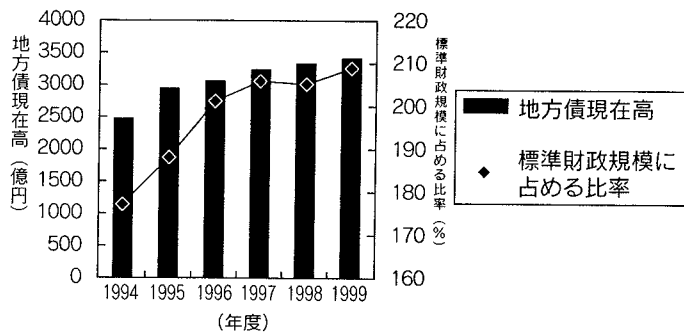
表 4 鳥取県における市町村地方債現在高の推移

(単位: 百万円、%)

年 度	1994	1995	1996	1997	1998	1999
地方債現在高	246,633	275,646	302,189	317,679	329,305	341,102
対前年度増加率	14.6	11.8	9.6	5.1	3.7	3.6
標準財政規模に占める比率	176.5	187.1	199.6	205.5	204.4	208.9
(対前年度増加率)	22.4	10.6	12.5	5.9	△ 1.1	4.5

(出典) 鳥取県市町村振興課「平成11年度市町村普通会計決算について」2000年12月27日。

図 12 鳥取県における市町村地方債現在高の推移



(出典) 鳥取県市町村振興課「平成11年度市町村普通会計決算について」2000年12月27日。

表5 鳥取県内市町村の公債費負担比率
(1999年度)

区分 市町村名	公債費負担比率					
	6年度	95年度	96年度	97年度	98年度	11年度
鳥取市	17.7	15.4	21.2	22.0	19.5	18.1
米子市	14.8	14.7	15.1	17.4	18.0	18.0
倉吉市	18.7	17.5	18.4	19.2	18.3	18.4
境港市	13.7	16.8	17.7	18.2	17.8	17.3
国府町	14.0	14.2	18.4	19.1	19.6	18.6
岩美町	11.4	11.8	11.4	12.6	13.6	16.0
福部村	12.9	14.6	15.3	17.5	17.9	19.4
郡家町	13.9	14.4	16.4	18.6	18.4	19.7
船岡町	15.8	13.4	13.4	22.9	26.6	26.8
河原町	16.0	19.5	17.3	19.0	17.7	17.7
八東町	21.7	22.7	21.7	20.6	22.5	21.5
若桜町	18.2	18.0	18.5	18.2	18.1	18.6
用瀬町	16.2	17.0	19.5	20.3	19.1	19.3
佐治村	15.8	19.8	22.9	23.8	25.3	26.1
智頭町	10.8	11.3	12.6	13.6	14.9	13.9
気高町	10.1	8.8	8.5	9.6	9.2	10.2
鹿野町	13.8	12.8	13.5	15.0	14.5	15.9
青谷町	12.9	13.8	15.8	16.0	17.9	20.0
羽合町	11.0	12.5	14.0	17.0	19.9	22.4
泊村	20.5	20.0	20.0	20.9	21.0	22.1
東郷町	13.6	17.0	21.5	24.9	26.8	26.3
三朝町	18.0	19.2	19.4	19.8	19.6	18.5
関金町	19.7	20.9	25.5	25.3	25.9	26.9
北条町	15.2	18.1	20.0	20.7	20.2	21.1
大栄町	11.7	13.0	15.1	16.4	18.6	18.7
東伯町	14.4	15.2	16.4	17.4	20.9	22.8
赤碕町	21.2	23.3	23.1	24.6	21.1	20.2
西伯町	13.9	15.5	15.1	16.7	17.3	17.6
会見町	11.8	14.2	15.0	18.4	18.3	17.6
岸本町	11.7	17.8	21.4	24.6	29.1	30.3
日吉津村	11.8	12.0	11.5	12.6	14.1	12.0
淀江町	12.1	13.5	17.1	19.8	18.5	20.3
大山町	18.2	16.3	15.1	16.7	18.3	20.4
名和町	14.4	16.9	17.9	19.2	19.4	21.1
中山町	13.6	14.2	17.1	18.9	18.0	19.2
日南町	19.1	18.4	19.4	21.1	24.0	22.8
日野町	19.7	20.1	20.8	21.6	20.9	20.4
江府町	15.2	16.1	16.0	15.3	15.8	16.5
溝口町	15.9	17.1	21.2	24.3	23.7	23.1
鳥取市計	16.2	16.1	18.1	19.2	18.4	18.0
鳥取町村計	15.0	16.1	17.4	18.9	19.6	20.1
鳥取県計	15.2	16.1	17.4	19.0	19.5	19.9
全大都市	13.7	15.0	13.8	16.2	17.4	
全都市計	12.7	13.1	14.0	14.7	15.0	
全町村計	14.5	15.1	15.8	16.5	17.0	
全国市町村	14.1	14.7	15.4	16.1	16.5	

(出典)『平成11年度市町村財政概況』2001年
3月, 153ページより作成。

表5に示したのが,鳥取県内の各市町村ごとの公債費負担比率である。みるように,1999年現在,警戒ラインとされる15%以下であるのは,4市35町村のうち智頭町ただ1町だけである。さらに,危険ラインの20%を超えているのは18町村で,県内全市町村の47%にものぼっている。ちなみに,1994年には20%を超えていたのは,たった八東町,泊村,赤崎町の3町村だけであったのをみると,最近の鳥取県内市町村の財政悪化はすさまじいと言わなければならない。

この状況は,全国に比べても極めて深刻である。同じ表5の下段には全国平均の数字が載っているが,全国の町村の公債負担比率が1998年に17.0%であるのに対して,鳥取県内の町村は19.6%と,全国平均をかなり上まわっていることにも注目すべきであろう。

現在,地方自治体は,この未曾有の財政危機を,かろうじて,これまで積み立ててきた基金を取りくずすことによってしのいでいると言ってよい。その証拠に,表6および図13を見られたい。これは鳥取県における市町村基金現在高の推移を示したものである。1994年と1999年を比較すると,全体の基金残高は増えているものの,自治体が借入金の返済に使うことのできる財政調整基金と減債基金は,徐々に減ってきているのがわかる。

一方では増大しつづける地方債残高,他方では減少しつづける基金残高。——このはざま,鳥取県の市町村財政はあえいでいる。

V 自治体財政改革の課題と展望

これまでの分析によって,現在鳥取県の市町村が,いかに深刻な財政危機に直面しているかがわかったであろう。それだけに各自自治体は,その危機を切りぬけようと懸命になっている。

その具体的な現れの一つが,ただちに経済的効率性にもとづく規制緩和・民営化によって公的サービスの守備範囲を見直し,市場原理にゆだねた競争的地方自治を実現しようとする動きである。しかし,この傾向によって過度な経済的効率性を追求することになれば,なるほど,地方財政の赤字は減るにちがいないが,

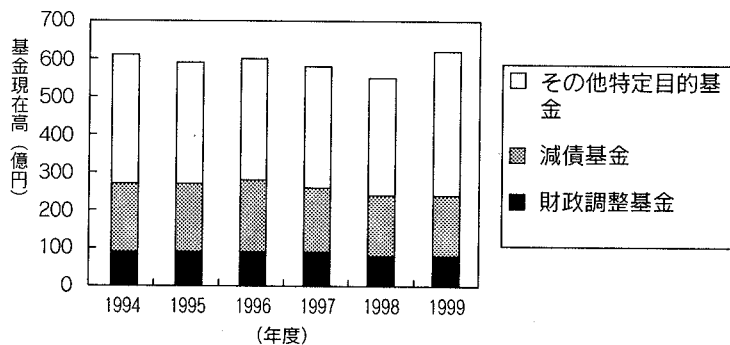
表6 鳥取県における市町村基金現在高の推移

(単位:百万円、%)

年 度	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政調整基金	9,159	9,013	8,710	8,391	8,043	8,500
対前年度増加率	△ 6.5	△ 1.6	△ 3.4	△ 3.7	△ 4.1	5.7
減債基金	18,505	18,205	18,026	16,491	15,599	16,124
対前年度増加率	△ 7.2	△ 1.6	△ 1.0	△ 8.5	△ 5.4	3.4
その他特定目的基金	33,140	31,225	30,993	31,469	30,411	36,684
対前年度増加率	△ 13.1	△ 5.8	△ 0.7	1.5	△ 3.4	20.6
合 計	60,804	58,443	57,729	56,351	54,053	61,308
対前年度増加率	△ 10.4	△ 3.9	△ 1.2	△ 2.4	△ 4.1	13.4
標準財政規模に占める比率	43.5	39.7	38.1	36.5	33.6	37.5

(出典) 鳥取県市町村振興課「平成11年度市町村普通会計決算について」2000年12月27日。

図13 鳥取県における市町村基金現在高の推移



(出典) 鳥取県市町村振興課「平成11年度市町村普通会計決算について」2000年12月27日。

それでは、切実に福祉を必要としながらも福祉サービスへの対価を支払えない人達を生活不安におとしめ、結果として社会の不安定化を一層増大させることになってしまう。こうした地方自治体の政策では、今後の高齢社会を支えられないことは明らかであろう。

私たちは短絡的に、財政赤字がなくなれば財政危機も克服されると考えてはならない。必要な財政支出を削減したために、国民生活が極めて不安定になり社会の不安定化を一層高める。——このようになれば、一体なんのための財政なのか、根本的に問われることになるであろう。財政は手段であって、それ自体が目的ではない、ということをおぼえてはなるまい。

もう一つの現れが、市町村合併の推進であり、鳥取県でも具体的な検討がすでに開始されている。しかし、合併によるこの広域行政が、果たして現在の財政危機を克服しながら住民へのサービスを充実させることができるのであろうか。財政危機だからといって、自治体100年の計であるこの市町村合併問題に早急な結論を下してはならない。

私には、その前に考えておかなければならない重大な課題があるように思われる。それは、以下

のとおりである。

第1に、1990年代のバブル崩壊以降における国と地方自治体による財政政策が、膨大な自治体の財政赤字を生み財政危機を招いた、その深刻な反省の上にならば、今後の財政政策を立てることである。

すなわち、現在の地方財政危機の根本原因は、バブル崩壊以降、国が景気対策と630兆円にもよる公共投資基本計画にもとづき、景気回復のための公共事業の推進に自治体財政を動員してきたことにある。国の補助金支出を削減しながら、しかも政府の景気対策に地方を動員していく手段として、地方単独事業の拡大→そのための地方債の大量発行→地方債の元利償還と一般財源補填のための地方交付税の利用、という巧妙な手法がとられた。つまり、補助金のつかない地方の単独事業についても起債をみとめ、その元利償還金が一部を地方交付税に算入できる、事実上の「地方債の補助金化」と「地方交付税の補助金化」という事態が押し進められたのである。政府による、この地方債許可と地方交付税措置とをセットにした地方単独事業拡大への誘導策に、地方自治体の多くが相乗りし、結局、地方財政の借入金を急増させる結果になった。

このように、景気対策を優先した公共事業のあり方といい、地方債と地方交付税との組み合わせによる地方単独事業の拡大といい、さらに、本来一般財源であるべき地方交付税の特定財源化といい、いずれも軌道を逸した財政政策の手法がとられ、自治体の財政を急速に悪化させていったのである。再びこのような事態を引き起こしてはならない。そのためには、公共事業に過度の景気回復効果を期待するのではなく、公共事業は国民の生活安定と経済基盤の整備を目的としたインフラ整備という本来の役割にもどすことが必要である。公共事業の景気刺激効果が年々弱まっていることが実証されてきている以上、従来のようなやり方は根本的に反省されなければならない。

第2に、地域経済の活性化のためには、従来のような公共事業に過度の期待をよせるのではなく、社会保障のもたらす経済効果に注目する必要がある。

すなわち、景気を刺激する点では、公共事業よりも社会保障の方がその効果は高いというデータがある。鳥取県企画部統計課が作成し、1000億円を社会保障部門、医療・保険部門、公共事業部門それぞれに投資した場合の経済効果を試算したものである。

それによると、(1)生産誘発額では、社会保障部門が1次波及で1251億円、2次波及で426億円の計1677億円、他方、公共事業部門では1次波及が1380億円、2次波及で231億円の計1611億円で社会保障部門の方が公共事業費より高くなっている。(2)粗付加価値誘発額では、1000億円投資したとき、社会保障部門では、1次波及で828億円、2次波及で278億円の計1106億円、他方、公共事業部門では、1次波及で671億円、2次波及で151億円の計822億円で、社会保障部門の方が高くなっている。(3)雇用効果では、社会保障部門で2万5062人、公共事業部門で1万579人で、ここでもまた、社会保障部門の方が公共事業部門より大幅に高いという結果がでている。(藤田安一「転換期にある鳥取市財政の現状と課題」『鳥取大学教育地域科学部紀要』(地域研究)第3巻 第2号、2002年1月)

そうである以上、これまでの公共事業に偏った景気対策から社会保障を重視した景気対策へと視点を変えてみる必要があるであろう。このことは同時に、高齢社会における安心・安定の地域社会を築くことになるという一石二鳥の効果が期待できることでもある。

第3に、「市場の失敗」を克服するとともに、「政府の失敗」をも修正するため、実質的に住民の参加を促進し、住民の自主的な活動諸団体と協力することによって、住民のニーズに依拠した地方自治体を創ることである。

すなわち、最近、高齢者介護や地域福祉、地域医療、健康スポーツ、生涯教育、文化活動など住民の行政需要の多様化や、廃棄物、ゴミ処理に関わるリサイクル問題などの分野において、公共サービスが地域住民の参加や協力なしに行なわれにくい領域が広がってきている。そうした状況を反映して、住民の自主的な組織としてのNPOをはじめとするボランティア活動や協同組合活動などの広がりがみられる。したがって地方自治体は、こうした諸団体とパートナーシップをむすびながら、多様な住民ニーズの実現をめざすための社会システムづくりという、新たな地平に向かって積極的に取り組んでいくことが必要であろう。

主な参考文献

- 鳥取県総務部地方課『平成元年度市町村財政概況（第33集）』1991年3月。
鳥取県総務部地方課『平成2年度市町村財政概況（第34集）』1992年3月。
鳥取県総務部地方課『平成3年度市町村財政概況（第35集）』1993年3月。
鳥取県総務部地方課『平成4年度市町村財政概況（第36集）』1994年3月。
鳥取県総務部地方課『平成5年度市町村財政概況（第37集）』1995年3月。
鳥取県総務部地方課『平成6年度市町村財政概況（第38集）』1996年3月。
鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成7年度市町村財政概況（第39集）』1997年3月。
鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成8年度市町村財政概況（第40集）』1998年3月。
鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成9年度市町村財政概況（第41集）』1999年3月。
鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成10年度市町村財政概況（第42集）』2000年3月。
鳥取県総務部市町村振興課・財団法人鳥取県市町村振興協会『平成11年度市町村財政概況（第43集）』2001年3月。
財団法人鳥取県市町村振興協会『平成12年度市町村要覧』2000年12月。
財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政のすがた』1988年3月。
財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政のすがた』1991年3月。
財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政のすがた』1996年3月。
財団法人鳥取県市町村振興協会『市町村財政WATCHING』1998年3月。
鳥取県市町村振興課「平成7年度市町村普通会計決算について」1996年10月31日。
鳥取県市町村振興課「平成8年度市町村普通会計決算について」1997年11月19日。
鳥取県市町村振興課「平成9年度市町村普通会計決算について」1998年11月6日。
鳥取県市町村振興課「平成11年度市町村普通会計決算について」2000年12月27日。
鳥取県「平成10年度普通会計決算（市町村分）の概要」
総務省『地方財政白書（平成13年版）』2001年。
石原信雄、嶋津昭監修『四訂 地方財政小辞典』ぎょうせい、1998年。
藤田安一「鳥取県における財政危機の現状と課題」『鳥取大学教育地域科学部紀要』（地域研究）第3巻第1号、2001年7月。
藤田安一「転換期にある鳥取市財政の現状と課題」『鳥取大学教育地域科学部紀要』（地域研究）第3巻第2号、2002年1月。

(2001年10月25日受理)